告 示

埼玉県告示第百四十四号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 V 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり辞退の届出 した中 第十 国残留邦人等及び 十五条第一項の規 があった。 四条第四項に

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所 在 地	辞退年月日
鈴木眼科	北本市山中一——九五	令和四年二月十一日
薬局 マスタキ	幸手市中一—一七—三	令和四年二月二十八日

二 指定施術機関

辻	氏	
貴 裕	名	
	住 所	
院 な ご	名	施
み 鍼 灸 接	称	術
骨		所
所沢	所	
市久米一	在	
九 七 八	地	
二十八日 二十八日	辞退年月日	
十 和 八 四	退 年	